

【協議録】令和3年第3回鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会

日 時：令和3年10月14日（木） 13：30～15：30

場 所：鳥取県庁第二庁舎災害対策本部室

参加者：別紙のとおり

【概要】

第3回鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会を開催し、第2回委員会を受けて修正した取りまとめ案について説明し、鳥取県福祉のまちづくり推進協議会に、当委員会の案として取りまとめ案を提出することが承認された。また、方針等について以下のとおりご意見をいただいた。

【主な意見・質問】

NO	委員名	内容	回答・今後の対応
【議題1】①バリアフリー化の推進（適合率の向上）について ②整備基準の見直しについて			
1	-	<ul style="list-style-type: none"> ・基準面積の引き下げについては異論ない。（第2回委員会でご意見いただいた、飲食店の適合面積を100㎡→50㎡に引き下げを要望したが、新型コロナにより影響を受けた飲食店の状況を勘案し、基準面積引き下げを次回へ見送ることについて了承） ・8P「高齢者・障がい者の利用が多い用途」として「福祉系用途」と「公衆便所」が同分類でまとめられていることについて違和感。パブリックコメントに向けて書きぶりを工夫して欲しい。 ・IoTの活用（バリアフリーマップのアプリ化）について、情報発信したい店舗だけでなく、新增改築し条例基準に適合した建物は、マップに掲載される仕組みはできないか？その上で、（任意でバリアフリー化した）施設が情報を上乘せしてもらったらよいのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食業界に意見を照会したところバリアフリー化の主旨は賛同しているが、新型コロナの影響で飲食店は厳しい状況にあるため改正を見送るよう強い要望があった。県として状況を勘案し次回見直しに向け継続検討する。 ・検討する。 ・現行バリアフリーマップは事業者からの申請に基づき掲載している、その制度の見直しも含め検討する。適合した建物は当然乗せるべきであるが一方で、システム維持費の負担という議論がある。施設情報を多く載せられるよう運用面も含め、検討する。
2	-	<ul style="list-style-type: none"> ・EVやトイレでの災害情報の伝達方法にタブレットやアプリを利用するようだが、個人のスマホにアプリを入れるのか？ ・もしトイレに居るときに何か起こった場合、光で種別まで情報伝達できるのか？ ・スマートフォンを持っている人は少ない。スマートフォンを持っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自身のスマートフォンにアプリを入れて対応する方法又は、EVの中でタブレットを置く方法を検討しているが、トイレ個室に、カメラ付きタブレットを設置すると悪用される可能性もあるため、タブレット設置は困難と考えている。 ・今回提案で1,000㎡以上の規模には光警報装置の設置を義務付けるが、災害種別や状況までは伝達できない。タブレット設置を検討したがプライバシーの問題があるため、ご自身のスマートフォンを活用した方策（アプリ開発）が出来ないか検討している。 ・トイレ個室の中でも、相互会話できるようなカメラ付きのタブレット若しくは

		<p>方への情報提供はどのように行うのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTに拘っているわけではない、他の情報伝達方法を考えられないか。 ・スマートフォンを持っていない方は情報が獲得できない。どうしたらよいか。 	<p>モニター設置するよう委員から繰り返しご要望いただいているが、個人のプライバシー確保が優先されるトイレ内での情報を悪用される可能性がある。IT専門企業にも相談しているが、悪用される可能性を排除できないので今の技術では、備え付けはできない。ご理解いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初からトイレ個室1つ1つにモニター等を設置するのは事業者にとって大変負担が多い話になることをご説明させていただいている。その代替え方法としてIoT技術の活用を検討させていただいたが、今の技術では盗撮等の問題をクリアできない。今回は見送り、次回の検討事項とする。 ・解決方法は見いだせていないが、ハード設備だけの対応は限界がある。国のマニュアルでも示されているが運営者側の教育を行うことも重要な対策だと考える。マニュアル改正に合わせ注意事項として、啓発していく。
3	-	<p>(A委員からB委員へのご質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいの方はスマートフォンを持っていない方が多いのはなぜか？視覚障がいの方は折りたたみ式携帯電話も含めほとんどのが個人的に持っている。我々以上に聴覚障がいの方はスマートフォンは便利よく使用できる。皆さんが持つよう努力しては？小学生でも持っている時代。障がい者にとってこのような端末は必要と認識している。1・2級の視覚障がい者は市町村で申請すればスマートフォンを支給してもらえる。スマートフォンを持つよう努力しては。視覚障がい者の人が何とか使用できるよう講習会や研修会を我々の会では年に数回開催している。出来るだけ皆様が使えるよう普及を頑張っていたいただければと思う。 	<p>(B委員からA委員への回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを持っていないのは高齢者が多い。聞こえない方は学校を就学しておられない方もおられ、文字が苦手な方も沢山おられるというような背景があるので理解して欲しい。スマートフォンの重要性は理解している。
【議題3】 ロービジョン者への配慮について			
4	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ロービジョンに配慮し、改善していただけたと思う。 	
【議題4】 既存建築物の利活用について			
5	-	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターは500㎡未満が緩和されるが、建築物移動等円滑化経路も緩和されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和されない。垂直移動のバリアフリー化（EVの設置）が事業者の負担になるので緩和した。水平移動は現行基準と変更なし。
6	-	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレのリモコン位置がトイレによって違うので使いにくい。今の時代あっちこっち触るのも。メーカーによってリモコン位置やシステムが違うのか？ある程度統一して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレが多機能化し、操作方法も複雑化している状況は把握している。皆様が利用しやすいトイレ整備方法や事例集作成を令和4年度予算に向け検討する。国整備マニュアルでも、リモコン設

			置位置等の複雑化について指摘されているが、メーカー基準や機能の統一化は課題だと考える。
【議題5】補助金制度の見直しについて			
7	-	・既存建築物のエレベーター設置が緩和されているが、自主的にエレベーターを設置する場合、補助金は対象外か？	・対象となる。
今後の予定について・その他			
8	-	・パブリックコメントに積極的に参加するよう協会に働きかけている。パブリックコメント前に本日の改正案を会員にオープンにしてよいか？	・資料は常にオープンにさせていただいてよい。県のHPでも掲載する。親組織の鳥取県福祉のまちづくり推進協議会で報告し、条例案として認められたらパブリックコメントを行うので、今回案もそれまでの過程で内容が変更となる可能性がある。ご理解いただいた上で周知していただければと思う。
9	-	・補助制度は見直し拡充されることだが、新型コロナの影響で宿泊業、飲食店、小売りサービス業であったり非常に厳しい状況に立たされている。バリアフリー化は非常に重要な取り組みだが、事業者にとって負担となる。補助率の拡大は予定しているか？また、新型コロナの影響を強く受けた業種について補助率を上げる検討はしているか？	・補助率の拡充や、コロナの影響等を大きく受けた業種の方に対する補助率のき上げは現段階で検討していない。 ・補助率は特別特定建築物の改修であれば概ね2/3、新築は1/2もある。特定建築物の場合はほとんど1/2。先ほど配布した一覧表に掲載している用途は対象となる。掲載していない特定建築物も対象となる。
10	-	・鳥取市は毎年500万程度当初予算を計上しているが、すぐ底をつく。前年度に相談をいただき、予算を取って工事していく流れにさせていただくとありがたい。	・近年は、前年度の実績込みが計上されている。予算要求前には事前に各市町村へ要求額の聞き取りは行っており、予算要求に向かっている。正直な話、実績がないと予算が縮小されていく。逆に皆様（利用者・事業者）から積極的に活用したいというご意見をいただくと、県・市町村は動きやすい。
11	-	・鳥取市永楽温泉町辺りの誘導ブロックが、旧式のもの（現状は凹凸部が線状で30cm角だが、旧式は凹凸部が点状で15cm幅程度しかない）が敷設されている。ほとんど無い事例だと思うが今後は規格の誘導ブロックを使用したい。	・後ほど具体的な位置を確認させていただき、関係部局へ伝える。 （鳥取市の道路部局から、バリアフリー法に基づくマスタープランの策定時に改修時期等も含め検討すると回答いただいた。）
12	-	・条例の中に市町村においても福祉のまちづくりに向けた協議の場を設置してもらおうよう努力義務として規定することになったが福祉保健課も各市町村にこのことを働きかけて欲しい。	（福祉保健課） 福祉のまちづくり、共生社会の推進という取り組みを始めているところ。いただいたご意見の取り組みを進めていきたいと考える。
13	-	・協議会は福祉部局が主体的に設置することで良いか？建築部門が設置した場合は、福祉のまちづくり条例と照らし合わせて内容を揉むような協議会になる。	・体制の検討は進めていないが、福祉部局に限定する必要はないと思う。横の連携を図ることが重要。

	<p>・鳥取市は交通バリアフリー関係に限った協議会を立ち上げ、バリアフリー法に基づくマスタープランの作成検討を行っている。その協議会を代替えることで良いのではないかと考えるが。</p>	<p>・交通バリアフリーに限定した内容でなく、建築に関してもその協議の中で、併せて協議いただくような内容であれば協議会として問題ないと思う。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

以上